

判断基準額の考え方（土木系工事の場合）

1 入札価格のすべてが調査基準価格以上の場合

調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札者とする。

2 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

(1)調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額を上回り、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員（ここではB、C者）が調査対象となるも、最初は最も判断基準額に近い者（ここではB者）から調査書類等の提出を求める。

(2)最初の調査の結果で落札が決まれば（たとえばB者の落札決定）、次順の業者（ここではC者）は調査対象業者ではあるが、調査書類等の提出は求めない。

3 判断基準額を下回った業者の取扱い

判断基準額を下回った業者（ここではA者）については、入札会場では「不落札」の宣言は行わずに、低入札価格調査実施結果通知書に判断基準価格未満での入札のため、契約の締結をしない旨を記載し通知する。

※ 機械設備工事及び電気設備工事については、当分の間、「判断基準額」を設けない。

